

資本多数決法人以外のお客様各位

(一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、
社会福祉法人、特定非営利法人、合名会社、合資会社、合同会社等)

ヒロセ通商株式会社

第一種金融商品取引業 近畿財務局長(金商)第 41 号

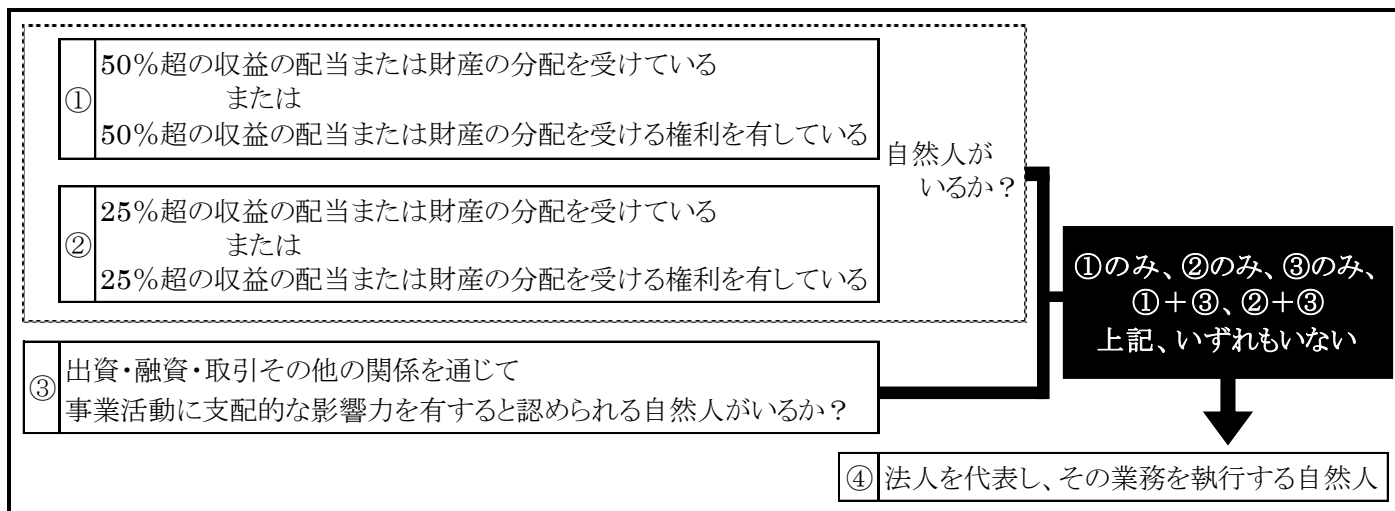
日本証券業協会

一般社団法人金融先物取引業協会(会員番号 1562)

実質的支配者に関する申告について

犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正(2016年10月1日施行)に伴い、法人の実質的支配者について
自然人まで遡って確認をさせていただくことになりました。つきましては、「実質的支配者に関する申告書」に必要
事項をご記入の上、ご送付ください。

実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者のこととなります。



<ご注意点>

- ・実質的支配者には、①に該当する方、②に該当する方、③に該当する方、①と③に該当する方、②と③に該当する方がおられます。なお、④はそれらのいずれにも該当する方がいないに限り、選択可となっております。
- ・以下の具体例のように複数名の実質的支配者を有する場合がありますので、「実質的支配者に関する申告書」(1人1枚)は、該当する実質的支配者全員分をご提出ください。
 - *①に該当する1名 + ③に該当する1名以上 → 実質的支配者は2名以上
 - *②に該当する1名以上(最大3名) + ③に該当する1名以上 → 実質的支配者は2名以上(最大4名以上)
 - *②に該当する3名 → 実質的支配者は3名
- ・①または②に該当する方が事業経営を支配する意思または能力を有していないことが明らかな場合は実質的支配者に該当しません。

租税条約等の実施に伴う所得税法等が改正となり、2017年1月1日以降、新たに口座開設を行う場合、[共通報告基準\(CRS: Common Reporting Standard\)](#)に基づき、税務上の居住地国の特定および特定取引の届出が必要となりました。

※税務上の居住地国とは、税務上の居住者として、所得税・法人税に相当する税を納めるべき国を指します。

以下、具体例です。

- ・日本在住の日本国籍で、日本国のみ納税義務がある → 居住地国は「日本国のみ」
- ・日本在住の米国籍で、日本国にも米国にも納税義務がある → 居住地国は「日本国」と「米国」
- ・米国在住の日本国籍で、米国のみ納税義務がある → 居住地国は「米国」
- ・米国在住の日本国籍で、日本国にも米国にも納税義務がある → 居住地国は「日本国」と「米国」

ご記入いただく「実質的支配者に関する申告書」は[こちら](#)からプリントアウトしてください。